

「幸せになろう。」Instagram運用業務委託 仕様書

〔1〕 委託業務名

「幸せになろう。」Instagram運用業務委託

〔2〕 目的

本市では、「第2期松山市都市ブランド戦略」に基づき、市の内外に本市の魅力を発信し、本市の認知度の拡大や理解の促進につなげるために新しくInstagramのアカウントを開設して情報発信を行う。

〔3〕 適用基準等

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

〔4〕 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

〔5〕 業務内容

1. Instagramの開設・運用

(1) Instagramアカウントの開設

Instagramアカウント「幸せになろう。松山市」(@shiwase_matsuyama)を8月上旬に開設する。プロフィール等のデザインは、事業目的に即したものを提案し、本市と協議して決定すること。なお、作成したアカウントは本市へ引き渡すこと。

(2) Instagramアカウントの運用

幸せな気持ちを共有できるアカウントとして運用し、「幸せといえば松山」と感じられる雰囲気を出し創出する。たくさんの人に見てもらえるような企画を提案し、統一感あるデザインに仕上げる。なお、本市から指定等があった場合は、協議の上、追加対応すること。フィード投稿とリール投稿は以下のとおりとする。

① フィード投稿

提案内容に沿って、投稿する素材を制作し、月3回投稿する。その際、本市が持つ素材等を活用してもよい。

(本市が持つ素材)

- ・「松山市ブランディングサイト」で紹介している「松山幸せ100」のエピソード、イラスト
該当ページ:<https://www.brand.city.matsuyama.ehime.jp/m100/>
- ・広報紙で撮影した写真
- ・昨年度実施した「幸せになろう。の木」で集まったメッセージ

② リール投稿

提案内容に沿って、本市が撮影した素材を編集(文字入れやデザイン、ナレーション等)し、月2回投稿する。

(3) ストーリーズ投稿のためのフォーマットデザイン作成

本市が「幸せになろう。」に基づく取組や本市のイベントなどを統一感あるデザインで発信するためのフ

レームを複数制作すること。どのフレームも統一感あるデザインとすること。

(4) インスタグラム広告

アカウントやフォトコンテストの周知及びフォロワー増加のためにインスタグラム広告を実施する。効果的な方法や内容、時期を提案すること。

(5) フォロワーの分析

投稿ごとのインサイトやフォロワーの属性などのデータを分析し、結果を松山市へ提出する。また、分析結果を踏まえ、投稿内容や投稿頻度、スケジュールなどを改善していくこと。

(6) 全体のデザインの調整

「第2期松山市都市ブランド戦略」に合ったトーン&マナーに整えること。

2. フォトコンテスト実施に伴う支援

本市がフォトコンテストを実施するために、告知用のバナーなどの作成、実績集計、プレゼントする商品の調達、発送を行う。フォトコンテストは、6か月間(想定9月～2月)とする。

(1) 告知用バナーの作成

フォトコンテストの告知用バナーを制作する。デザインはフィード投稿と統一感あるものにすること。プレゼントは2か月に1回とし、2か月ごとにプレゼント内容を変更するため、その部分のみバナーを修正して、納品すること。

(2) 実績の集計

集計ツールを用いてフォトコンテストの実績を集計する。

(3) プレゼント景品の調達と発送

本市の魅力が伝わる景品を提案し、本市と協議の上選定した景品を調達、発送すること。景品の単価は1つ5,000円(税込)以内で、飲食物の場合は、消費期限が発送から半年以上もつものとする。また、景品は2か月に1回同一のものを3名にプレゼントし、6か月間で合計3回9名分とする。

3. 定期ミーティングの実施

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に本市と密に連携をとり、情報共有をしながら適切な業務が遂行されるよう、毎月1回以上定期ミーティングを行い、業務の進捗などを共有すること。受託者は終了後速やかに、受託者の負担において議事録を提出すること。

4. 自由提案

本業務の目的を達成するための独自提案を行うこと。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

〔6〕 その他運営上の要件

1. 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

2. 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

3. 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

4. 本市事業との連動

本市が別に行う都市ブランドに関する業務と連携・連動すること。

〔7〕 成果物

成果物として、投稿時に投稿した画像(jpg、png)と動画(mp4)を提出すること。また、年度ごとに業務完了報告書を作成し、提出すること。納品場所は、松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所総合政策部シティプロモーション推進課。

〔8〕 契約に関する条件等

1. 再委託の制限

受託者は、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

2. 成果品の利用及び著作権

(1)受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに本市に譲渡するものとする。

(2)受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3)上記成果物に関する権利について、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

3. 機密の保持

受託者は、本業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

4. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)を遵守するとともに、別記1「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。

5. 情報セキュリティポリシーの遵守

本契約を遂行するにあたり「松山市情報安全対策指針(情報セキュリティポリシー)」を遵守しなければならない。また、別記2「セキュリティ要求事項」を遵守しなければならない。

〔9〕その他

本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに両者協議の上、本市の指示に従うものとする。